

(3) 社会基盤施設の整備方針

社会基盤施設の整備方針	
1) 上水道の整備 方針	①良質な水の安定供給
	②配水管等の老朽化対策の推進
2) 下水道施設等の 整備方針	①下水道の整備推進による生活環境の向上
	②下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進
	③合併浄化槽の普及促進
3) 河川・水路の 整備方針	①水害に強い河川・水路等の整備
	②河川・水路空間の有効活用
4) 生活環境施設の 整備方針	①廃棄物処理施設等の整備
	②その他の施設の維持管理

基本的な考え方

市民生活において基盤となるインフラ施設である水道及び下水道は、将来にわたって、市民がいつも通りに使える施設として、安全な施設運営と、持続的、安定的な経営による維持改善による、住みやすいまちづくりをめざします。

本市は江戸川をはじめ多くの河川・水路が流れていますが、適切な整備等により安全で安心な潤いある自然空間をめざします。

また、ごみ減量化・資源化の推進、安全・効率的なごみ処理の運営など、生活環境に配慮したまちづくりをめざします。

方針1 上水道の整備方針

将来にわたって、市民がいつも通りに使える安心安全な水道、災害時においても給水を止めず、市民と地域に寄り添って成長する水道をめざします。

1) 現況・課題

- ・平成 28 年に三郷市水道事業ビジョン並びに第 3 次三郷市水道事業基本計画を策定し、計画的な施設整備を行っています。
- ・現在の水源は、埼玉県営水道が約 8 割、深井戸からの地下水が約 2 割となっており、また配水管等は、総延長約 600 km で内 39.0% が耐震管となっています（令和元年度末）。
- ・今後、良質な水を安定供給していくために、浄配水場施設及び配水管路の耐震性の確保や長寿命化対策を行っていくことが課題となっています。

2) 具体的な方針

① 良質な水の安定供給

- ・安定した給水を行っていくため、浄水場・配水場の耐震性の確保を図ります。また、水源の確保から、埼玉県営水道と水需給について十分な連絡協議を行います。
- ・深井戸については、渇水時などにも一定の水量が確保できる水源として、維持管理を適切に行いその保全に努めます。

② 配水管等の老朽化対策の推進

- ・老朽管の耐震管への更新を計画的に行うとともに、河川や水路が多い本市の特性から橋梁に添架された露出管路については、適切な維持管理を行います。

方針2 下水道施設等の整備方針

快適な生活環境の実現を図るべく、生活排水基本計画を定め、生活排水の適切な処理に取り組んでおり、河川や水路など公共用水域の水質は、公共下水道や浄化槽など生活排水処理施設が適切に機能することで保全されます。下水道は市民の重要なライフラインであり、常に使用が可能となるように、安定した施設運営と、持続的で安定的な経営による維持改善をめざします。

浄化槽整備については、生活雑排水の処理が可能な合併浄化槽への転換を促進します。

1) 現況・課題

- ・本市における污水处理は、市街化区域の排水区域内は公共下水道事業として、それ以外の区域は浄化槽の処理により行われています。
- ・令和2年4月1日現在、生活排水処理人口普及率は約88%となっています。
(生活排水処理人口普及率とは、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合です。)
- ・平成31年4月1日現在、公共下水道(污水)の普及率(処理区域内人口÷行政人口)は約83%、水洗化率(水洗化人口÷処理区域内人口)は約89%となっています。
- ・公共下水道については、今後、事業認可区域内の整備を進めることや40年以上が経過した下水道施設を含め、施設の維持管理を適切に行うことが課題となっています。
- ・河川や水路をはじめとする、公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理率の向上に取り組む必要があります。

2) 具体的な方針

① 下水道の整備推進による生活環境の向上

- ・公共下水道(污水)を計画的に整備することにより、河川・水路の水質汚濁を防止し、清潔で快適な生活環境の向上を図ります。
- ・既整備区域については、整備効果を高めるため水洗化のさらなる普及を図ります。

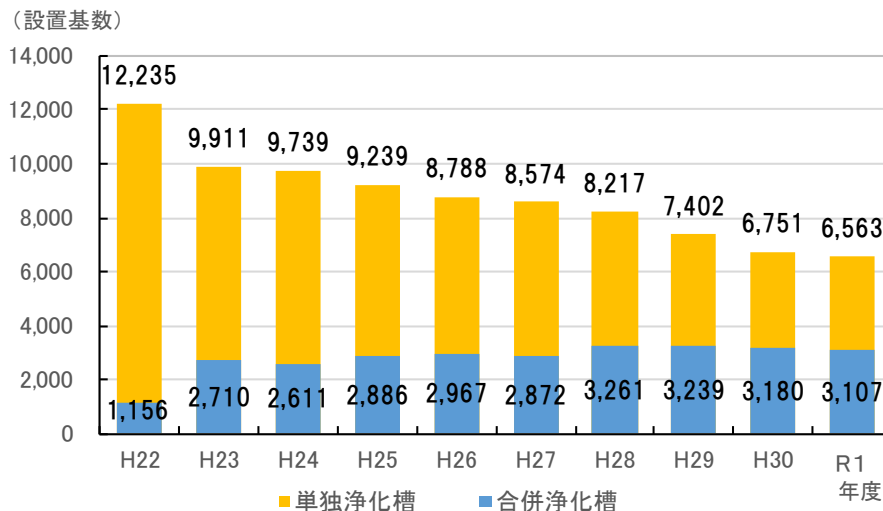
② 下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進

- ・「整備拡張の時代」から「維持管理の時代」への変化を踏まえ、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管等の適切な維持管理を図ります。

③ 合併浄化槽の普及促進

- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進することにより、河川等への処理されていない生活雑排水の流入を防ぎ、適正に処理をした排水を実現して、河川の水質汚濁防止を図ります。

《浄化槽の設置基数の推移》



資料：埼玉縣市町村別浄化槽の設置基数

方針3 河川・水路の整備方針

本市を流れる河川・水路は、日々の生活にゆとりと潤いを与え、自然の豊かさを感じさせてくれる一方で、災害発生の懸念もあることから、適切な整備等により安全で安心な自然空間をめざします。

1) 現況・課題

- ・三郷市は、江戸川と中川の一級河川に挟まれ、また、中川と江戸川を結ぶ三郷放水路や大場川、第二大場川が流れ、さらに二郷半領用水路などの水路が網目状に形成されています。
- ・このような河川水路網は、本市の景観の特徴となっており、またレクリエーションや水辺空間として環境に潤いを与えていますが、一方で大雨時には氾濫の危険性や内水による浸水被害の発生などが懸念されます。
- ・河川・水路については、治水対策による浸水被害の軽減を図るとともに、良好な自然空間の一つとしての有効活用を図っていくことが課題です。

2) 具体的な方針

① 水害に強い河川・水路等の整備

- ・ 下第二大場川の河川改修（護岸整備、河床掘削）、水路の整備・改修をすることにより、流下能力を拡大し浸水被害の軽減を図ります。
- ・ 管理用道路や転落防止柵、水路上部利用等を併せて整備することにより車両や歩行者における安全確保や生活環境の向上を図ります。

② 河川・水路空間の有効活用

- ・ 江戸川、中川については、河川管理者との連携のもとに河川空間の有効活用等を図ります。
- ・ 大場川、第二大場川、二郷半領用水路については、遊歩道や親水空間の整備など市民に親しまれる貴重なオープンスペースとしての活用を図ります。
- ・ 農地を活用した保水機能の確保に努めます。

方針4 生活環境施設の整備方針

本市は、ごみ減量化・資源化の推進、安全的・効率的なごみ処理の運営、あわせて一般廃棄物処理場の更新と、生活環境に配慮したまちづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・ 本市では、三郷市環境基本条例に基づき、「すべての市民が共に力を合わせ、行動することで私たちのまち三郷の良好で快適な環境を保全し、及び創造し、もって水と緑と出会いのまち三郷を実現するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していく」ため、第2次三郷市環境基本計画と三郷市一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物処理を実施しています。
- ・ 本市の廃棄物は、以下の施設において処理が行われています。

ごみ焼却施設：東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設（越谷市）

中間処理施設：三郷市一般廃棄物不燃物処理場（三郷市）

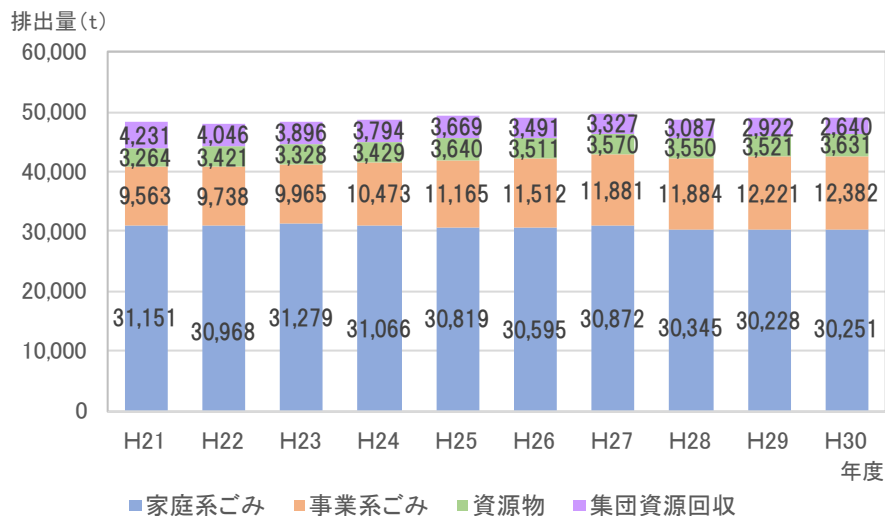
資源化処理施設：東埼玉資源環境組合堆肥化施設（越谷市）

最終処分施設：三郷市一般廃棄物最終処分場（三郷市）及び

東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（越谷市）

- ・ 家庭系ごみについては、市民への啓発の効果もあり、人口の伸びに比べ、全体量は横ばいで推移していますが、市内への事業所の立地の増加に伴い事業系のごみは緩やかな増加傾向にあります。これらの適切な処理と再資源化により地球環境の保全を図るとともに排出ごみの減量・分別化に向けた取り組みを行うことが課題となっています。

《ごみの排出量の推移》



資料：三郷市一般廃棄物処理基本計画（R1年度）

2) 具体的な方針

① 廃棄物処理施設等の整備

- ・昭和 60 年から稼働している現在の三郷市一般廃棄物不燃物処理場は、老朽化が進んでいるため、三郷市内の家庭や事業所から発生する廃棄物の中で、不燃性一般廃棄物、粗大ごみ等の破碎、選別及び、資源化を行う（仮称）新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場の整備に向け、計画策定や都市施設としての都市計画手続きを行います。
- ・三郷市一般廃棄物不燃物処理場では、現在も社会科見学や町会等団体見学を行っており、施設を更新する際には、より安全な見学ルートの確保や環境学習を行える啓発スペース、視聴覚教室などの整備を検討していきます。

② その他の施設の維持管理

- ・都市施設として位置づけられている火葬場は、今後も適切な維持管理と必要に応じた施設の整備を行います。

(4) 防災・減災まちづくりの方針

防災・減災まちづくりの方針		
1) 震災に強いまちづくりの推進	①市街地の安全性の向上	a) 延焼遮断帯の確保
		b) 延焼遮断空間の確保
		c) 市街地における不燃化の促進
		d) 避難路・緊急輸送道路等の整備
	②防災減災核の充実と拠点のネットワーク化による安全性の向上	
	③安全な建築物・ライフラインの確保	a) 公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上
b) ライフライン施設の安全性の確保		
2) 風水害に強いまちづくりの推進	①河川の治水安全度の向上	a) 「流す」対策
		b) 「貯める」対策
		c) 「備える」対策
	②台風等の強風対策の推進	
3) 行政と市民が一体となった防災体制の推進	①防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化	a) 地域防災体制の育成・強化
		b) 災害時における地域での共助の推進
		c) 災害時の情報発信体制の確立
		d) 防災空間（オープンスペース）の確保
4) 災害を見据えたまちづくりへの取り組み		

基本的な考え方

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生は、我が国に広域かつ甚大な被害をもたらした、その後も平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月北海道胆振東部地震などの大地震が発生しました。

また、大雨や台風による大災害も頻発しており、令和元年 9 月には房総半島台風が、同年 10 月には東日本台風が相次いで上陸し、関東・東北地方を中心とした広範な地域に大きな災害をもたらしました。

一方、首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、30 年以内の発生確率が 70%とされており、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

このため、ハード、ソフト両面にわたる防災・減災対策を進め、これら巨大災害に対して万全の備えを図ることが不可欠となっています。

本市においても、こうした大震災や豪雨災害を教訓に、より一層の防災対策や迅速かつ確な避難体制を強化し、「まちづくりの原点は安全と安心」を基本に、被害を最小限にするための施策を推進し、都市の安全性を段階的に引き上げていくことが重要です。

このため、「三郷市国土強靱化地域計画」、「三郷市地域防災計画」、「三郷市建築物耐震改修促進計画」と連携を図りながら、地域防災計画の基本理念である「市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現」にむけて、平時からの強靱なまちづくりをめざします。

また、大規模地震に備えた建物の耐震性の向上や不燃化の促進、避難場所としての防災空間（オープンスペース）の確保、避難路の整備、治水対策などのハード対策、情報連絡体制の確立や地域に根ざした自主防災組織の育成などのソフト対策を展開して「安全・安心のまちづくり」をめざします。

なお、被災した場合に早期に的確な復興まちづくり計画作成に着手するため、平時からどのような被害が発生しても対応できるよう、事前に計画の準備に取り組んでいくこととします。

方針1 震災に強いまちづくりの推進

大規模な地震が発生した場合において、被害を最小限に食い止め、生命の安全の確保を第一に考えた震災に強いまちづくりをめざします。

市街地の防災性能を高めるとともに、ソフト面を含めた震災への対応能力の向上をめざします。

1) 現況・課題

- ・住宅が密集している市街地では木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- ・市内全域が液状化する危険性が高く、上下水道や電気、ガスなどのライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。
- ・大規模な地震が発生した場合に備えて、戸建ての住宅の耐震化、火災が発生した場合の延焼防止、避難所、避難場所、避難路の確保、緊急輸送道路等の確保など総合的な都市の防災・減災機能の向上が必要です。

2) 具体的な方針

① 市街地の安全性の向上

a) 延焼遮断帯の確保

- ・火災が発生した場合、広範囲に火災が及ばない都市構造をめざし、延焼遮断効果を有する河川・水路と鉄道・道路網を組みあわせることにより、延焼遮断帯のネットワークを構成します。
- ・延焼遮断帯で囲まれた区域内では、「火をもらわず」、「火をださない」まちの形成に努めます。

b) 延焼遮断空間の確保

- ・まとまりある空地をもつ大規模な公共公益施設や学校、公園、集合住宅地、農地は、市街地大火の拡大防止効果や安全な避難を確保できる空間として保持・充実に努めます。
- ・地震発生による火災の延焼防止や避難者の安全性を向上するためのオープンスペースとして、農地や空地などの活用方策について検討します。

c) 市街地における不燃化の促進

- ・計画的で多様な機能を備えた市街地の形成を図るため、道路や公園などの整備効果を活かしながら、地区計画制度などの活用により、地区の安全性を高めます。
- ・既成市街地における住宅地などを“防災生活向上ゾーン”とし、避難路となる生活道路の整備・改善や避難場所等となる公園・緑地などのオープンスペースの確保及び市街化区域全域の防火地域又は準防火地域の指定による延焼拡大防止、消防水利の整備などを通じて防災性の向上に努めます。

d) 避難路・緊急輸送道路等の整備

- ・東京外かく環状道路（高速部、一般部）の活用を図りながら、これに接続する幹線道路などの整備の促進により、広域避難場所などへの避難路や緊急物資の輸送道路の確保に努めます。
- ・避難場所に通じる道路は、道路の拡幅やすみ切りの確保、ブロック塀の生垣化の促進などにより、円滑な避難と緊急車両の通行の確保に努めます。
- ・緊急輸送道路が寸断された場合の対策として、江戸川の浚渫工事と、三郷緊急用船着場や防災坂路を活用し、緊急輸送路の代替機能としての水上交通の確保を検討します。
- ・通学路及び緊急輸送道路に面する危険ブロック等の所有者が行う除却や改修等の安全対策費用の一部を補助し、安全確保を図ります。

② 防災減災核の充実と拠点のネットワーク化による安全性の向上

- ・防災減災核として市役所本庁舎、三郷市消防・防災総合庁舎及び整備予定の防災機能を有する公共施設を位置づけ、災害に強いまちづくりを推進する拠点として、都市化の進展や人口などに対応した資機材の充実、非常電源設備の整備等を図ります。
- ・平常時においては、三郷市消防・防災総合庁舎を防災に関する訓練などの活動の場とし、予防対策を実施します。南部地域拠点については、防災資機材等の備蓄スペースの確保と防災について学ぶことが出来る施設の整備を推進します。
- ・防災中枢拠点として市役所本庁舎を位置づけ、災害時には災害対策本部として消防・防災活動、情報伝達、救援活動の中核的な機能を果たします。
- ・地区防災拠点として北部拠点（瑞沼市民センター）、中央拠点（防災センター）、南部拠点（前川中学校）を位置づけ、拠点間のネットワーク化や地区の応急対策の拠点、食料等の備蓄を図ります。
- ・県並びに周辺都市などとの広域的な協力体制の強化や技術力の向上、情報通信網の整備により、防災機能の強化を図ります。また、避難所間の情報ネットワーク化を検討します。

③ 安全な建築物・ライフラインの確保

a) 公共施設等の建築物の耐震・耐火性の向上

- ・市有建築物（多数の人が利用する建築物）については、耐震化率 99.2%（令和元年度末）まで上がっており、早期に耐震改修を完了させます。
- ・住宅については、耐震診断及び耐震改修の補助事業による支援、相談窓口の設置、無料相談会等による啓発活動などの施策により耐震化の促進を図ります。

- ・県が取り組む民間の「多数の者が利用する建築物」の耐震化を図られるよう必要な支援を行います。

b) ライフライン施設の安全性の確保

- ・上下水道管などの耐震化や老朽管の布設替え、主要な橋梁・高架橋の耐震性の向上など関係機関と連携を図りながら、安全性の向上とバックアップ機能の強化に努めます。
- ・上下水道の施設、設備や管などについては、それぞれ長寿命化計画やストックマネジメント計画等に基づき耐震化や老朽施設、管路の更新を図ります。

方針2 風水害に強いまちづくりの推進

地球温暖化などの気候変動にともなう自然災害の頻発や激甚化に対応した、地域特性に応じた治水対策の推進と、関係法令に基づく許可や助言などを通じ、建築物や屋外広告物等の安全性確保により、風水害に強いまちづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・都市化の進展による降雨時の河川流出量の増加に対して、河川の護岸整備や首都圏外郭放水路、調整池の整備、ポンプ場の適切な維持管理・長寿命化などの取り組みにより、総合治水対策は徐々に向上しています。
- ・近年は局地的な集中豪雨の発生頻度が高い傾向にあり、市内の河川や排水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫による被害が想定されています。
- ・地盤が低く浸水しやすい箇所や農繁期には用水の影響も受け、河川や排水路の水位が高い状態などにより、内水はん濫を引き起こす危険があり、その解消に努める必要があります。
- ・首都圏、関東地方に上陸する台風が増加する傾向にあり、想定を超えた強風に対する備えも必要となっています。
- ・総合的な治水対策（「流す」、「貯める」、「備える」）、暴風対策を進め、風水害に強いまちづくりが必要です。

2) 具体的な方針

① 河川の治水安全度の向上

a) 「流す」対策

- ・国管理の江戸川、中川、県管理の大場川、第二大場川については、整備・改修の推進を国などの関係機関に働きかけます。市管理の準用河川については、引き続き整備・改修に努めます。
- ・用排水路については、引き続き整備・改修に努めます。

- ・河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
- ・治水対策の検討に取り組み、排水施設（下水道、水路など）の計画的な整備・改修に努めます。

b)「貯める」対策

- ・雨水の流出による河川への負担を軽減するため、「中川・綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留施設や調整池などの整備、また市民及び事業者へ雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

c)「備える」対策

- ・近年の全国的な台風や豪雨による甚大な被害を受けて、河川等の施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、市全体の水害に対する防災意識の向上に向けて、水害ハザードマップの普及や避難体制の強化を図り、市民の「自助」、「共助」による主体的な避難など、水害に対する防災意識の向上に努めます。
- ・生活空間である市街地の電柱などに河川の氾濫した場合の想定浸水深等の情報を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」を導入します。普段生活する地域の洪水の危険性を立体的に感じてもらい、日頃からの水害に対する備えの啓発と危機意識の醸成に努めます。

② 台風等の強風対策の推進

- ・街路樹等の倒木や信号機等道路附帯設備について強風対策を図ります。
- ・電柱やアンテナ、屋外広告物、看板等については、管理者に強風対策や落下防止の注意喚起を行います。

方針3 行政と市民が一体となった防災体制の推進

防災・減災に向けて「自助」、「公助」、「共助」の理念に基づく防災体制の確立をめざします

1) 現況・課題

- ・地震・水害ハザードマップの作成、配布など、災害や防災に関する情報提供は進んでいますが、これを効果的に活用することを始め市民の防災意識を高めていく必要があります。
- ・災害情報等を取得するツールが増えている一方で、災害発生が予測される場合に避難行動を開始する判断の目安がどのように伝達されるのか、不安視する住民が多くなっています。
- ・大規模な地震が発生した場合の屋外の安全な場所への避難や復旧・復興に向けての災害応急対策の前線基地、緊急物資の集積場所等に必要となる空間（オープンスペース）の確保が必要となっています。

- ・大規模災害時に、被災者に必要な飲料水、食料及び医薬品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者との間に 46 件の協定が締結されています。(令和 2 年 8 月現在)

2) 具体的な方針

① 防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成・強化

a) 地域防災体制の育成・強化

- ・地震・水害ハザードマップの市民への浸透を図り、災害への認識と対処法について意識を高めます。また、防災教育・講習・訓練などを通じて、市民への防災知識の普及と意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・災害ボランティアの育成や専門的な知識を持った市民（アマチュア無線、多言語通訳・手話・点字通訳者等）との連携を図りボランティア団体のネットワーク化の実現に努めます。
- ・災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保についての整備に努めます。
- ・民間等の事業所については、災害時にあっても継続的に事業を続けていく必要があることから、各事業所の特性（業態、規模、体制など）を踏まえた事業継続計画（BCP）作成の促進、支援を行います。

b) 災害時における地域での共助の推進

- ・災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から町会等の避難支援等関係者に提供しその活用を促すことで、地域の中でお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築き、互いに助け合い支え合う仕組みづくりの推進を図ります。
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成と計画に基づく避難訓練の実施の支援・指導等を通じて、災害時において逃げ遅れが発生することのないように、社会福祉施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

c) 災害時の情報発信体制の確立

- ・様々なメディアを通じて発信される各種災害情報の種類、その入手方法、避難行動との関係性など、ハザードマップ等を通じて分かりやすく紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。
- ・情報の受け手側の状況に応じて差異が出ないように、防災行政無線をはじめとした災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段の多重化・多様化を図り、迅速な避難行動につながるよう努めます。

d) 防災空間（オープンスペース）の確保

- ・新しく整備される予定の公共施設の敷地内にまとまった形のオープンスペースの確保に努めます。
- ・市内の大規模集客施設や大型物流施設などの民間施設が保有している敷

地などを防災空間（オープンスペース）として活用できるよう協定の締結を通じて協力を呼び掛けていきます。

方針4 災害を見据えたまちづくりへの取り組み

大規模災害が生じた場合に必要な復興計画の策定を速やかに行えるよう、平時において復興まちづくりの事前準備の策定をめざします。

1) 現況・課題

- ・国では、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月 21 日公布）第 10 条において、市町村は特定大規模災害を受けた地域において、復興計画を作成することとされています。
- ・三郷市地域防災計画では、市街地復興計画を含む災害復興計画を策定するとし、大規模災害により市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに対策を講じる必要があるため、発災後に復興方針の決定と復興計画の策定が速やかに行えるよう、手続き等の事前準備に努めるとしています。

2) 具体的な方針

① 災害を見据えたまちづくりへの取り組み

- ・大規模災害時において三郷市における復興まちづくりを円滑に行うため、大規模災害を見据えた事前準備に取り組むこととします。
- ・事前準備においては、以下の項目について検討を行います。
 - ①復興まちづくりの目標
 - ②復興まちづくりの実施手法
 - ③復興まちづくりの進め方
- ・事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を定めます。

【防災・減災まちづくりの方針図】



(5) みどり・景観まちづくりの方針

みどり・景観まちづくりの方針	
1) 地域にふさわしい景観の形成	①駅景観拠点の形成
	②道路・鉄道による景観軸の形成
	③屋外広告物の規制・誘導
2) 水と緑の拠点・ネットワークの形成	①緑のレクリエーション拠点の形成
	②身近な緑の空間形成
	③水と緑のネットワークの形成
3) 緑がいきいきとしたまち並みの形成	①まとまりのある緑の保全・活用
	②公共施設・空間の緑化推進
	③市街地の緑化推進
4) 緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚	①市民意識の高揚
	②緑化活動の推進
	③不用樹木再利用の推進

基本的な考え方

水辺や緑は、緑が持つ「都市における環境の維持・保全」、「生き物の生息地・生育地の確保・保全」、「レクリエーション・健康増進・交流の場の提供」、「防災」、「三郷らしい良好な景観の形成」など様々な機能を果たしています。

また、優れた景観をもつまちには、生活にうるおいを与え、まちのイメージを高め、また、昔ながらの歴史や地域文化との調和とあいまって、まちへの愛着や誇りを与えてくれます。

本市は、豊富な水や緑、優れた景観がまちの特色であることから、魅力あるこれらの優れた資源を市民が共同で守り、育み、次世代に引き継いでいく必要があります。

本市では、「三郷市緑の基本計画」と「三郷市景観計画」を策定し、これに沿って水と緑、優れた景観の保全と育成に取り組んでいます。

これを受けて、都市計画マスタープランにおいても、「三郷市緑の基本計画」及び「三郷市景観計画」と連携を図りながら、水と緑、優れた景観に囲まれたまちづくりを進めていくこととします。

方針1 地域にふさわしい景観の形成

三郷中央駅周辺及び新三郷駅周辺を都市の玄関口とした良好な景観形成や、道路、鉄道の景観軸の形成をめざします。

1) 現況・課題

- ・三郷中央駅周辺は、駅に接してにおどり公園や第二大場川の水辺、三郷中央におどりプラザが一体となったゆとりある都市景観が形成されました。
- ・新三郷駅周辺は、商業系施設や住居系、工業系施設の整備により、住民や事業者による良好な景観形成が進められており、市内各地域への波及効果が期待されます。

2) 具体的な方針

① 駅景観拠点の形成

- ・市内3駅は、「駅景観拠点」に位置づけており、駅を中心とした賑わいや憩いの場づくりをめざし、市民に親しまれる良好な景観形成を図ります。
- ・三郷中央駅周辺は、今後とも、賑わいと良質な建築物による景観、豊かな水と緑による個性的な都市景観の充実を図ります。
- ・三郷駅及び新三郷駅周辺は、将来的な施設の更新等においても良好な景観形成の保持と充実を図ります。
- ・これらの駅景観拠点の形成については、景観計画による景観形成基準等の活用により景観に配慮したまちづくりを図ります。

② 道路・鉄道による景観軸の形成

- ・市内の遠景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路や武蔵野線とつくばエクスプレスを「道路・鉄道景観軸」とし、周辺との調和に配慮した大規模構造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。
- ・主要道路においては、パブリックデザイン（ストリート・ファニチャー等のデザイン）に配慮した景観形成を図ります。

③ 屋外広告物の規制・誘導

- ・屋外広告物について、本市では「三郷市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、屋外広告物を出すことを禁止する地域、それ以外の地域や場所で許可を受けて屋外広告物を出す「許可地域」、許可地域内で良好な景観の形成を積極的に図る「特定地域」の3つの地域に区分して規制しています。
- ・このうち、特定地域は、「三郷市景観計画」において重点地区として定めている三郷中央駅地区と新三郷ららシティ地区とし、「駅景観拠点」でもあり本市の玄関口として良好な景観形成を図ります。

方針2 水と緑の拠点・ネットワークの形成

「三郷市緑の基本計画」では、緑のレクリエーション拠点の形成と、身近な緑の空間としての公園緑地の整備により、バランスのとれた公園緑地の配置と整備水準の向上と併せ、良好な景観形成をめざします。

河川や用水路の水辺空間と幹線道路などを結ぶ潤いある水と緑のネットワークの形成をめざします。

1) 現況・課題

- ・本市は江戸川と中川に挟まれ、江戸川河川敷にある江戸川運動公園や、都市基盤整備による大規模な公園緑地などがあり、スポーツやレクリエーションの場として活用されています。
- ・中でも、早稲田公園や江戸川運動公園、三郷緊急用船着場、三郷市陸上競技場公園、番匠免運動公園、三郷スカイパーク、におどり公園、県営みさと公園は、本市を代表する大規模な緑のレクリエーション拠点として位置づけられています。
- ・公園整備から長い年月を経た遊具等の公園施設が老朽化しており、市民の安全を確保するため、適正な維持管理が求められます。
- ・水と緑は、三郷市の自然的基盤をつくり、うるおいや安らぎを与える貴重なオープンスペースとなっており、より一層、水辺の保全を図るとともに、適切な整備と維持管理によって、さらに魅力を高めることが求められています。

- ・二郷半用水緑道の未整備箇所である県道上笹塚谷口線から国道 298 号の区間の整備や、第二大場川水辺空間の緑道等整備が求められます。
- ・あわせて、水辺環境の整備と維持管理により緑道の魅力を高めることが必要です。

2) 具体的な方針

① 緑のレクリエーション拠点の形成

- ・早稲田公園は、プールやテニスコートなどを備えており、桜など多くの樹木に親しむイベントの開催などと併せて市民が集う場として、また三郷市文化会館と連携してにぎわいの創出を図ります。
- ・江戸川運動公園をはじめとする江戸川河川敷は、野球やサッカー、ソフトボールなどのスポーツ活動、休息の場として多くの市民に親しまれており、運動施設の充実などを図ります。
- ・三郷緊急用船着場は、本市の水と緑を感じられる貴重な観光資源の一つとして有効に活用し、魅力ある空間形成や情報発信を図ります。
- ・埼玉県中川水循環センターの周辺は、下水処理場の上部空間を活用した三郷スカイパークと番匠免運動公園、三郷市陸上競技場公園が整備されており、防災機能などを兼ね備えた緑のレクリエーション拠点の空間形成を図ります。
- ・におどり公園では、周辺の公共施設等とイベント実施などを連携し、レクリエーションの発信地としてより充実するよう、利活用の推進を図ります。
- ・県営みさと公園は、バードウォッチングやジョギング、ピクニック、子どもの遊び場など、安らぎや楽しみを提供する公園として市民に親しまれています。また、都立水元公園と橋で繋がっており相互利用が可能となっています。今後は、三郷公園線の道路整備によるアクセス性の向上や県営みさと公園二次区域の整備促進、都立水元公園との一体的な利用促進により、小合溜井(こあいだめい)の良好な景観と調和した魅力ある空間形成に努めます。
- ・公園等の緑のレクリエーション拠点は、健康を軸にした都市型ヘルスツーリズム（健康とスポーツや食、農業、医療、癒し、娯楽などの様々な分野における地域資源と結び付けた、市内の観光や交流）を体験できる場として活用し、「観光」や「地域活性化」の推進や、健康都市のブランド化を図ります。

② 身近な緑の空間形成

- ・土地区画整理事業等による公園・緑地の整備や、生産緑地地区などの活用、ちびっこ広場・わんぱく運動場などのオープンスペースの確保に努めます。
- ・誰もが利用しやすく親しまれる公園づくりとして、既設公園の改修やユニバーサルデザイン、防災機能の導入、プレイパーク化など利用形態や

地域特性に配慮しながら整備・充実に努めます。

- ・調整（節）池は、治水対策としての役割を踏まえながら、レクリエーションやスポーツなどが楽しめる多目的公園や広場としての整備を図ります。
- ・学校を活用した身近な緑の空間づくりに努めます。
- ・ワークショップ手法の導入による公園の整備や、地域管理型の公園づくりなど、利用者が愛着を持てる公園づくりを進めます。
- ・既設の都市公園、その他の公園（運動公園、ちびっ子広場、わんぱく運動場、児童遊園等）については、施設の計画的な維持管理により長寿命化を図ります。

③ 水と緑のネットワークの形成

- ・河川や用水路等の水辺空間と道路の街路樹や緑道などの緑の空間を結ぶ潤いある水と緑のネットワークを形成します。
- ・都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとに統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩のある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワークを形成します。
- ・多くの生物が生息し、緑豊かで広大な水辺空間を有する江戸川や中川、小合溜井（こあいだめい）、三郷放水路は、沿川の魅力ある景観や公園などのスポーツ・レクリエーション施設を取り込みながら、緑化推進や河川環境の保全などを通じて、都市全体に潤いと安らぎをもたらす“水と緑の骨格軸”の形成を図ります。
- ・水と緑のネットワークの創出のため、幹線道路などの歩道や水辺空間と公園やスポーツ・レクリエーション施設などを結んだ緑の散策ルートを形成し、市民の健康増進を図ります。
- ・特に、二郷半用水緑道や第二大場川の水辺空間は、三郷らしさを象徴する水と緑のネットワークを形成する緑道等として整備を推進します。

方針3 緑がいきいきとしたまち並みの形成

まとまりある緑の保全・活用を図るとともに、新たな緑を創り出すことにより、市全体が四季の移ろいや潤いを感じさせる緑がいきいきとしたまち並みの形成をめざします。

1) 現況・課題

- ・保存樹木・保存樹林・保存生垣について、所有者が持ち続け、適正に維持管理ができるように、管理費の助成、樹木保険、薬剤注入の支援を行っています。
- ・屋上緑化や壁面緑化など多様な緑を確保するような先導的な役割を担うまで

には至っていない現状です。

- ・ 開発行為などに対しては、三郷市みどりの条例や埼玉県ふるさとの緑を守り育てる条例などにに基づき、植栽地や平面緑地などの緑化確保を推進しています。
- ・ 民有地や公共施設など様々な空間において、それぞれの特色や機会に合わせて緑化の推進を図ることが必要です。
- ・ 屋上緑化や壁面緑化など多様な緑を確保するよう誘導していくことが必要です。

2) 具体的な方針

① まとまりのある緑の保全・活用

- ・ 歴史や文化にゆかりのある屋敷林や社寺林、樹形のすぐれた巨木など地域に親しまれている緑は、保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定を通じて保全し、季節の祭りや文化財などの歴史・文化的資源と調和したひとまとまりの特徴ある景観として地域の緑の空間の形成を図ります。
- ・ まちの中でゆとりの空間としての機能をもつ農地は、都市型農業の充実とともに、市民農園・観光農園の開設支援による農業体験の場の提供など多様な活用方を検討します。
- ・ 生産緑地地区については、市街化区域の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討するなど、有効に活用します。

② 公共施設・空間の緑化推進

- ・ 庁舎や文化・コミュニティ施設などの公共施設は、緑化の先導的な役割を担い、緑化推進を図ります。
- ・ 駅前広場や道路、河川、鉄道敷などの公共空間についても、それぞれの整備にあわせ、花をモチーフにした緑化や小空間を活用したポケットパークの整備などを通じて、潤いと親しみの感じられるまち並みの形成に努めます。
- ・ 市域の建築物については、敷地内の緑化を促進するとともに壁面や屋上の緑化など多様な緑の確保に向けて誘導を図ります。
- ・ 水路の上部を利用した歩行空間の整備と併せ、緑化推進の場として活用を図ります。

③ 市街地の緑化推進

- ・ 緑の量的拡大や彩り豊かなまち並みの形成に向け、生垣化や庭木、花壇、屋上・ベランダ・壁面緑化など建築物の用途や場所に応じた緑化を誘導し、住宅地・商業地・工業地など地域特性や環境条件に適した緑化を促進します。

- ・そのため、緑化指導の充実に努めるとともに、地区計画制度や緑地協定制制度などの活用により、地域ぐるみによる緑化を支援します。

方針4 緑と景観のまちづくりを支える意識の高揚

緑にふれあう機会の提供や緑化活動に対する支援、人材や団体の育成に努め緑のまちづくりを支え、活性化させるしくみづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・本市では、市民・団体・事業者による緑化推進団体との協働で、公園や道路、河川などの公共空間における花壇づくりを展開しています。
- ・毎年、春と秋に市民に苗木や草花等の無料配布等を行う花いっぱい運動のほか、マイツリー事業など緑に親しむさまざまな事業やイベントに取り組んでいます。
- ・緑化推進団体などの市民が主体となった活動について、多様な形で展開することができるよう、団体の人材不足、高齢化などの課題に対応する必要があります。

2) 具体的な方針

① 市民意識の高揚

- ・花いっぱい運動など本市の特色を活かした水辺や公園、緑にふれあうイベントを通じて、緑化推進に対する意識の高揚を幅広く市民に働きかけていきます。
- ・苗木や結婚記念樹の配布、緑化推進団体による活動写真展の充実など緑に関わるさまざまなPR活動を進めます。
- ・マイツリー事業として記念日をメッセージとともに「樹」に託して、大きく育てていく記念植樹を推進するとともに、広報の充実と制度の拡充に努めます。

② 緑化活動の推進

- ・緑化活動や美化運動など緑のボランティア活動を育成・支援し、緑化推進団体との情報交換や交流する機会の確保に努めます。
- ・「三郷市みどりの基金」を活用した緑化活動を推進します。
※三郷市みどりの基金：緑化の推進と緑の保全に要する経費の財源に充てるための基金。

③ 不用樹木再利用の推進

- ・みどりの広場を通じた樹木の受け入れや引き渡し、また、不用樹木の公共施設での再利用など緑のリサイクルを推進します。
※みどりの広場：樹木の有効利用を図るため、自宅の増・改築などで不用となった樹木を一時的な置場とする広場。

【みどり・景観まちづくりの方針図】



(6) 生活充実まちづくりの方針

生活充実まちづくりの方針	
1) すべての人にやさしいまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
	②子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり
	③高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり
2) 持続可能なまちづくりの展開	①環境に配慮したまちづくりの推進
3) 定住性の高いまちづくりの推進	①住宅施策の充実
	②多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備
	③安全・快適な住環境のルールづくり
	④都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進
	⑤安全・安心な防犯のまちづくり
4) 公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進	①公共施設等の有効活用
	②レクリエーション核を活用したまちづくり

基本的な考え方

まちづくりにおいては、すべての人が住みやすく安心して暮らせるよう、道路・公園・建物などハード面と助け合い、心づかい、施設の運営などソフト面の両面からの取り組みが必要です。このため、人にやさしいまちづくりの実現に向けて、市民生活の場や局面における様々な障壁を取り除いていく取り組みを行います。

限りある地球資源、異常気象、貧困、格差など深刻化する様々な社会課題の解決に向けた取り組みのひとつとして、リサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築など資源消費型社会から資源循環型社会への転換を図っていく必要があります。

共働き世帯の増加、子育て世代における夫婦の協働、元気な高齢者の活動の活発化や障がい者の活躍の場の拡大、生涯学習に関する関心の高まりなど本市においても市民の生活スタイルは多様化が進み、市民の充実した生活を送るためのニーズにきめ細かく対応していくことはまちづくりの重要な要素です。

将来的な社会の発展を見据えながら、一方でこのような市民の生活をハード面、ソフト面から支えていくことにより、自らの住むまちに対して愛着と誇りを持ち、いきいきとした生活や活動が営まれる定住性の高いまちづくりをめざします。

文化、健康、コミュニティなどの市民活動の拠点となる公共施設について、持続的に質の高いサービスを提供していくために、それぞれの適切な維持・管理に努め、有効な活用を図ります。

生活充実のまちづくり方針を推進するために、行政や地域の様々な課題解決に向け、市民と事業者、市が協働のあり方を模索し、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり、みんなで支え合うまちづくりをめざします。

方針1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

すべての人にとって安全でわかりやすく生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや、子どもから高齢者までがいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

1) 現況・課題

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に伴い、障がいのある人もない人と同等に生活し移動するなど、すべての人にとって使いやすいことを考慮したユニバーサルデザインという考え方が浸透してきています。
- ・社会情勢の変化に対応しつつ、誰もが暮らしやすく、社会参加しやすいユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進する必要があります。
- ・核家族化や地域とのつながりの希薄化等によって、子育て世代や高齢者、障がい者が孤立したり、居場所がないなどの不安を抱えて生活するなどの状況

により、支援のニーズも多様化しています。

- ・子どもや子育て世代、高齢者や障がい者など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける、多様性の高い環境や地域づくりをめざす必要があります。

2) 具体的な方針

① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- ・市役所や健康福祉会館、文化会館、地区文化センター、老人福祉センターなどの公共施設については、すべての人が安全・快適に利用できるような施設の整備に努めます。また、多くの人が利用する病院や商業施設、金融機関などの建築物についても、用途や利用形態に応じ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するだれもが利用しやすい施設づくりを誘導します。
- ・公園・緑地・広場においては、誰もが安心して快適に楽しむことができるよう出入口や園路における段差解消などのバリアフリー化に努めるとともに、遊具、トイレなどの園内施設についても長寿命化計画に基づく維持管理、更新に努めます。
- ・歩道や交差点、駅前交通広場などにおいては、段差解消やゆとりある歩行空間の確保、視覚障がい者誘導ブロックの設置、歩車分離など、だれもが安全・快適に移動できるような道路環境の整備に努めます。また、歩行空間を有効に活用するため、違法看板や放置自転車への対応を強化します。
- ・鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすいものとするため、交通事業者と協力しながら、ホームドアの設置など安全性に配慮した駅施設整備や、バス停周辺の段差解消やわかりやすいサインシステムの導入、ノンステップバスの導入促進などに努めます。

② 子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり

- ・未来の担い手である子どもが、すこやかに育つ生活環境の形成に向け、道路・公園・景観・子育て支援など総合的な観点から、子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちをめざします。
- ・子どもの安全な生活環境の確保に向け、防犯ステーションと地域・学校等が連携し防犯パトロールを実施します。また自主防犯活動団体の増加を図るなど、防犯まちづくりの推進に努めます。
- ・子育て支援ステーション、子育て支援拠点施設や児童館等の子育て環境の充実に努めます。子どもの居場所づくりでは、放課後児童クラブや児童館等の運営の充実に努めます。また、民間の「子どもの居場所」に対して、開設や運営に関する相談体制を整備し、安定的な運営を支援します。

③ 高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり

- ・ 高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、手すりの設置や段差解消など一番身近な空間である住宅のバリアフリー化を支援し、安心・快適な住宅の整備に努めます。
- ・ 高齢者や障がい者に対する様々な支援体制の充実、地域交流・社会参加・就労支援などの取り組みの充実を図るとともに、老人福祉センター等の福祉施設の維持・管理など安心して利用できる環境整備を図ります。
- ・ 安心して生活できる地域の暮らしの実現に向けて地域の拠点（居場所）を整備・支援するとともに、地域に生活するすべての高齢者等を対象とした包括的支援体制の整備を推進します。
- ・ 老人福祉センター等の施設の維持管理、地域のサロン活動や設置支援等、安心して利用できる環境整備を図ります。

方針2 持続可能なまちづくりの展開

循環型社会の構築や再生可能エネルギーの活用などを通して持続可能なまちづくりの実現をめざします。

1) 現況・課題

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、様々な分野においてエネルギー消費量が増加しており、環境への負荷が高まっています。
- ・ 都市における人々の生活や様々な経済活動において、再生可能エネルギーの活用や資源のリサイクルを進めていく必要があります。
- ・ 本市においても、自然環境に配慮しながらエネルギー・資源を有効に活用した、持続可能なまちづくりの取り組みを推進していく必要があります。

2) 具体的な方針

① 環境に配慮したまちづくりの推進

リサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築など資源消費型社会から資源循環型社会への転換を図り、持続可能なまちづくりをめざして次のような取り組みを行います。

（エネルギー・資源の有効活用）

- ・ 公共施設、工場や事務所、商店などの職場における環境負荷を少なくする自主的な取り組みや日頃からの市民生活の実践により、エネルギー消費削減と資源の有効活用を図ります。
- ・ 太陽光や風力、下水処理水が有する熱エネルギーなどのクリーンエネルギーを有効活用したまちづくりを推進します。
- ・ 新規の公共施設を建設するにあたっては、環境配慮型施設の整備を検討

していきます。

(循環型社会の形成)

- ・ごみの分別や減量、再資源化を徹底し、市民・事業者の協力のもと、ごみの発生を抑制し再利用する循環型社会の形成を図ります。
- ・広報を通じたごみ減量の呼びかけや大型不用品情報の提供、地域の集団資源回収、家庭用コンポスト容器の普及など循環型社会の形成に貢献する施策を推進します。
- ・剪定枝や刈草、落葉などの堆肥化を推進します。

(再生品等の活用)

- ・市が実施する事業においては、グリーン購入法に基づく「三郷市グリーン購入ガイドライン」を平成 25 年に策定し、可能な限り環境にやさしい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から調達することとしています。
- ・道路や公園、公共施設等の整備においても、再生アスファルト等の再生品を活用します。

(低炭素・低公害型のまちづくり)

- ・事業者と連携しながら工場施設や設備などの改善を促すとともに、法令に基づく規制基準の遵守と周辺環境に配慮した生産活動への協力を求めています。
- ・エコカーの普及やアイドリングストップ運動の推進、不要不急の自動車利用抑制の呼びかけなどにより、自動車交通環境の改善に努めます。
- ・鉄道・バス事業者などと連携して公共交通機関の利用を推進し、環境負荷の少ないまちづくりをめざします。
- ・太陽光発電など再生可能エネルギー設備や省エネ型設備の普及促進に努めます。
- ・平坦な地形や河川・水路沿いの空間を活かし、環境にやさしい自転車道路のネットワーク化を検討します。
- ・電気自動車急速充電スタンドの設置や、アイドリングストップ運動の推進、不要不急の自動車利用抑制の呼びかけなどにより、自動車交通環境の改善に努めます。

(環境に配慮した施設整備)

- ・市が保有する施設において、太陽光発電や蓄電池など、環境に配慮した再生可能エネルギー設備の充実を図ります。

方針3 定住性の高いまちづくりの推進

多様なライフスタイルに対応した住まい、住環境の実現をめざします。

1) 現況・課題

- ・本市の住宅は、戸建て住宅や中高層マンション、近年建設されたものや築30年以上の老朽化したもの、賃貸住宅や分譲住宅などが見られますが、各住宅が抱える課題として、リフォームや住み替え、高齢者・障がい者の住宅バリアフリー化、防災対策などのほか、不動産市場の健全な育成など多岐にわたります。
- ・住環境についても、戸建て住宅が密集した市街地からマンション群や大規模団地までが分布しており、それぞれのライフスタイルに応じた公共公益施設に対する需要も異なっています。
- ・これらの課題に適切に対応した住宅施策、住環境整備施策が求められています。

2) 具体的な方針

① 住宅施策の充実

- ・本市の住宅は、建て方、建築年次、供給方式が異なり、各住宅が抱える課題も様々ですが、これらの課題を整理し、本市における住宅施策を総合的に展開していくために「住生活基本計画」の策定に向けて取り組みます。
- ・人口減少や高齢化に伴い空き家の増加が予想されることから、空き家の適正管理や利活用に向けた情報発信や相談窓口の開設等により空き家の対策に取り組みます。

② 多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備

- ・多様なライフスタイルに対応した住まいづくりを進めることにより、多世代の居住者がバランスよく居住し、また空き家等への住み替えが容易な環境整備のため、空き家の相談窓口や情報発信を行うことで、空き家等の流通の促進を図ります。
- ・定住性の高い住宅地の供給を目的として、ゆとりある敷地を確保することにより、市内に永く住み続けられ、また住んでよかったと思える環境を整えていきます。
- ・低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が、安心して賃貸住宅等に入居できる住宅セーフティネットの制度の活用について、情報提供や支援等を行います。
- ・長期優良住宅の普及により、適切なメンテナンスによって住宅の長寿命化をはかり、永く安全に住み続けられ、またライフスタイルの変化に合わせた住み替えもしやすくなることから、制度の普及および情報の提供

に努めます。

- ・市内の大規模住宅団地は、住民の少子高齢化と人口減少が進んでおり、今後再生に関する検討が必要となっています。高齢者世帯に加えて、子育て世帯の支援の充実を図ることを含め、地域の医療福祉拠点化の推進に向けて、時代のニーズに合った一体的なまちづくりについて、関係機関などと連携を図りながら検討します。
- ・本市に居住する外国人が増加する中で、文化的背景が異なる人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、道路標識や、公共公益施設の案内、広報紙、防災マップ、観光案内などにおいても多言語化を推進し、誰もが住みやすい、安心して便利なまちづくりを推進します。

※多様なライフスタイルへの志向性

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・集合住宅志向 | ・戸建て住宅志向 |
| ・3世代同居・近居志向 | ・ペット共生住宅志向 |
| ・駅近接型中高層住宅志向 | ・職住近接型住宅志向 |
| ・テレワーク、リモートワーク志向 | |
| ・家庭菜園やガーデニングが楽しめる住宅志向 | |
| ・長期優良住宅志向 | ・リノベーション住宅志向 |
| ・共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）志向 | ・二地域居住志向 |

など

③ 安全・快適な住環境のルールづくり

- ・最低敷地規模や壁面位置のルール化、敷地内緑化など適切な水準の住環境を確保するため地区における住宅地のルールづくりを支援します。
- ・緑豊かな住環境づくりのため、植栽地、平面緑地だけでなく屋上緑化や壁面緑化などの多様な緑の確保に向けて、誘導を図ります。
- ・良好な都市環境の保全・形成、市民にやさしい魅力あるまちづくりの実現を図るため、「三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成23年1月施行）」を制定し、建築物等を建築する際の開発区域の規模に応じて「小規模開発事業」及び「開発事業」に区分し、①手続きの義務化、②最低敷地面積の制限、③小規模開発事業の設定など、手続きや協議基準を定めています。

④ 都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進

- ・良好な住環境を有する住宅を供給するために、土地区画整理事業などの効率的な展開を図ります。
- ・建設から40年以上が経過した大規模な住宅団地については、建物や設備の老朽化に対応していくため、その再生に向けて事業者と連携を図りながら取り組みを検討します。

⑤ 安全・安心な防犯のまちづくり

- ・市内3駅前への防犯カメラの設置や、地域と連携して防犯灯の設置を進めるなどの防犯に配慮した環境整備に努め、犯罪が発生しにくい、安心

して暮らせるまちづくりの実現をめざします。

- ・ 地域における防犯力を高めるため、地域防犯活動拠点として防犯ステーションが中心となり、自主防犯組織の活動を支援し、地域防犯力の強化・充実を図ります。また、防犯パトロールや各種イベント時における啓発活動により警察や関係団体、地域と連携した防犯活動の充実をめざします。

方針4 公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進

多様なニーズを踏まえた持続可能な市民サービスをめざします。

1) 現況・課題

- ・ 公共施設に対する市民の様々なニーズを踏まえて、施設の新設や拡充、廃止、縮小等、検討の必要があります。
- ・ 三郷市公共施設等総合管理計画等を策定して、施設の長寿命化を推進しています。
- ・ 既存施設の適切な維持管理を通して、市民が利用しやすく、コミュニティの活性化につながる公共施設サービスを持続的に提供していく必要があります。
- ・ 本市の特色となっている河川環境を活用した三郷市らしいレクリエーション環境の形成を進めることが望まれます。

2) 具体的な方針

① 公共施設等の有効活用

- ・ 市民のさまざまな学習・文化活動を支援するため、文化会館や地区文化センター、市民センター、世代交流館、公民館、図書館、体育館、保育所、老人福祉センター、児童館、子育て支援拠点施設などの各種公共施設の整備・改善や講座の充実、交流機会の拡大などを図ります。
- ・ 三郷市公共施設等総合管理計画及びこれに基づく個別の長寿命化計画を踏まえて、質が高く、また効率的な行政サービスが提供できるよう公共施設の維持・保全及び改修・更新等の取り組みを行います。
- ・ 市内の小中学校については、教育環境の充実とともに、地域の交流・生涯学習・スポーツ・防災活動などの場づくりとして活用方策を検討します。
- ・ 関係団体と連携を図るなかで、空き家や空き店舗を地域住民の交流施設等、公共公益的な施設の活用などについて検討します。

② レクリエーション核を活用したまちづくり

- ・ スポーツを通じた健康増進、観光やイベント等を活用したにぎわいの創

出など、人が集う場所、情報を発信する場所として、早稲田公園や三郷市文化会館、江戸川運動公園や三郷緊急用船着場、三郷市陸上競技場公園や番匠免運動公園、三郷スカイパーク、におどり公園や県営みさと公園を「レクリエーション核」に位置づけ、「スポーツ・レクリエーションを通じたまちづくり、元気な地域づくり」をめざします。

【生活充実まちづくりの現況図】



【生活充実まちづくりの現況図（保育・子育て）】

